

答 申

**第1 審査会の結論**

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

**第2 審査請求に至る経過**

1 審査請求人は、平成31年1月21日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇〇年〇月〇日及び平成〇〇年〇月〇日の建築士法に関する相談記録」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として次のものを特定した。

（1）平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録

（2）平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年2月4日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、氏名等、個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人に関する情報が含まれており、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、県が建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）に基づき行う行政指導に関する情報が含まれており、公開することにより、当該事務事業の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、平成31年2月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求した行政文書のすべての開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、〇〇〇〇〇に関わった者らが県とどのようなやりとりをしていたかの情報を得たいとしてなされた請求であり、審査請求人の請求は、予め個人が特定しており、また非開示となった業者らの特定を云々するまでもなく、既に特定されている。しかも、県は、日頃から当該事業の公正もしくは円滑な執行を行っており、同執行内容は単なる事業として県民が知る権利を有しているのだから、なんら情報公開条例に反するものではない。

よって、本件審査請求に係る処分は、下記のとおり違法不当である。

イ 本件行政文書の開示によって、個人の権利利益が害される恐れはなく、条例第8条第1項第2号に該当しない。

ロ 本件行政文書の開示によって、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、及び、相手方との交渉に大きな影響を与え、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第8条第1項第3号には該当しない。

ハ 本件行政文書の開示によって、県が当該事業の公正もしくは円滑な執行に支障が生じると認められず、条例第8条第1項第7号に該当しない。

- (2) 審査請求人の発言については、黒塗りにしないでほしい。

- (3) 実施機関では、「一般的に施工者のミスであると言える」と言っていたが、監理者が違法な指示を行っていた資料が出てきた。虚偽の報告を行っており、悪質である。

- (4) 設計・監理者が建築基準法に違反した指示、監理を行っていた資料があり、各法律が守られていないことは明白である。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

#### 1 条例第8条第1項第2号該当性について



条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

## 2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 審査請求人への開示決定等について

本件開示請求は、審査請求者本人が関わる情報についての行政文書の開示請求であるが、条例は広く何人に対しても請求を認めている。したがって、行政文書の開示の可否の判断に当たっては、当該情報が請求者本人に関する情報であるか否かにかかわらず客観的な基準をもって判断すべきものであり、開示請求者が誰であるかは考慮すべきものではなく、当審査会は、本件処分に係る条例上の非開示理由について判断を行うものである。

### (2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

#### イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、〇〇〇〇〇の管理組合代表者個人の連絡先及び建築士事務所協会職員の氏名が記録されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものと認められることから、条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書は、〇〇〇〇〇に係るトラブルについての相談及び調査についての記録であり、〇〇〇〇〇の建築に関係した事業者の名称又は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の名称等から特定の事業者が推測される情報が記録されている。

これらの情報が公開されると建物の欠陥に関する苦情を受けた事業者又はその関係者であることが明らかとなり、事業者が不適正処理に関与した者であると疑われ、社会的評価や社会的活動の自由等が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別紙1に掲げる（1）平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録中の「概要」欄、（2）平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録中の「来課者」欄、「経緯」欄及び「当課からの説明（宅建業法に係る部分）」欄の該当部分については、特定の事業者が推測される情報とは言えず、

事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められないことから、条例第8条第1項第3号に該当せず、開示することが妥当である。

(4) 条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には、実施機関による関係者への聞き取りと説明及び当該相談に係る建築士法上の具体的評価に関する情報が記録されている。

これらの情報が公開されると事業者が調査に協力することに消極的になり事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒んだりするなどして、実施機関が必要な情報が得られなくなることや、実施機関が具体的な事案について処分を行う際に、どのような行為を行ったらどの程度の処分を行うのか、いかなる事情や要素を勘案して最終的な判断に至るのかなどが推知されることになり、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別紙1に掲げる(1)平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録中の「その後の動き」欄の該当部分については、関係者間の信頼関係を損ない今後の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示することが妥当である。

(5) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

本件行政文書	ページ	開示すべき部分 (条例第 8 条第 1 項第 3 号に非該当)
(1) 平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録	1 ページ	「概要」欄中 4 行目 14 文字目から 18 文字目まで
(2) 平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録	1 ページ	「来課者」欄中 3 行目 1 文字目から 3 文字目まで 「経緯」欄中 2 行目 1 文字目から 5 文字目まで 5 行目 25 文字目から 31 文字目まで
	3 ページ	「当課からの説明 (宅建業法に係る部分)」欄中 3 行目 8 文字目から 4 行目 5 文字目まで 5 行目 1 文字目から 6 行目の終わりまで

本件行政文書	ページ	開示すべき部分 (条例第 8 条第 1 項第 7 号に非該当)
(1) 平成〇〇年〇月〇日建築士法に関する相談記録	1 ページ	「その後の動き」欄中 1 行目 9 文字目から 13 文字目まで 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで 2 行目 31 文字目から 3 行目の終わりまで 12 行目 1 文字目から 3 文字目まで

(注)

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第 2 の 2 に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第 2 の 2 に掲げる本件行政文書ごとに 1 枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、表題が記載されている行から表題を 1 行目として、順次数え上げたものである。
- 4 ○文字目とは、1 行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を 1 文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなし、空白は除いている。



## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31. 3. 13	○ 諮問を受けた。(諮問第229号)
令和 元. 9. 27 (第395回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 10. 28 (第396回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 11. 18 (第397回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 元. 12. 23 (第398回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和2年2月12日現在）

氏 名	区 分	備 考
青 木 ユ カ リ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板 明 果	宮城大学事業構想学群講師	
十 河 弘	弁護士	会長
松 尾 大	弁護士	